墓所使用者募集案内書

日立鞍掛山霊園

∼海の見える斤の霊園∼

1 霊園の概要

(1) 名 称 日立鞍掛山霊園

(2) 所 在 地 日立市滑川町字滑川山3163番地15

(3) 区画数 5,500区画

(4) 施設・設備 管理事務所・休憩所1棟

駐車場3ヶ所(192台)、トイレ2棟

東屋2棟、水汲み場8ヶ所(手桶あり)

(5) その他 鞍掛山斎場(火葬場)、葬祭場近接



2 募集している墓所と墓所使用料、霊園管理料など

令和7年11月1日現在

種別		募集	面積	規模	墓所使用料		霊園	仕様
		区画数		(間口×奥行)	市内のかた	市外のかた	管理料(年)	1上7家
自由墓所	第1種	29基	$12\mathrm{m}^2$	3×4 m	1,656,000円	1,987,200円	19,220円	・土地のみです。・高さなどに制限があり
	第2種	38基	9 m²	3×3 m	1,242,000円	1,490,400円	14,420円	ます。
	第3種	12基	$6\mathrm{m}^2$	2×3 m	828,000円	993,600円	9,610円	
規格 墓所	第4種	31基	6 m²	2×3 m	828,000円	993,600円	9,610円	・囲障(境界縁石)、 納骨施設付きです。
	第5種	153基	5 m²	$2 \times 2.5 \mathrm{m}$	690,000円	828,000円		・設置物、高さなどに
	第6種	65基	4.16 m²	$1.6 \times 2.6 \text{m}(D2 \boxtimes 1.664 \text{m} \times 2.5 \text{m})$	574,000円	688,800円	6,650円	制限があります。

- (1) 受付は、先着順になります。
- (2) <u>墓所の位置は、受付順に決定します。選択することはできません(第1種及び返還墓所を除く)</u>。
- (3) 墓所使用料には、墓碑等の設置費用は含まれておりません。
- (4) 霊園管理料は、1年分の金額です(墓所使用料とは別途に納めていただきます。)。 霊園の共有部分(通路、緑地等)の維持管理に使われ、納付は1年ごとになります。
- (5) 現地見学は自由です。午前8時30分から午後5時まで開園しています。

3 申込者資格

- (1) 墓所を必要としているかたであれば、どなたでも申し込むことができます。
- (2) 申込みは、一世帯につき1通(1区画)のみです。二重申込み及び虚偽等の不正申込みをされた場合は、無効となります。

4 申込みから使用までの流れ

項目	期日	内 容
(1) 使用許可申請	平日 午前9時 から 午後4時 30分まで	次の書類等を 環境推進課衛生管理係窓口 へ提出してください。 ①「墓所使用許可申請書」 ・必要事項を記入してください。 ・墓所の種別は、第1種から第6種までの中から、一つの種別だけを選択してください。 ②「住民票抄本(日立市に住所のある方を除きます。)、・本籍が記載されたもので、申込日前1ヶ月以内に交付されたもの。 ③「切手140円分」 ・郵送による墓所使用許可証の交付を希望する場合
(2) 墓所使用料・ 霊園管理料 納入通知書の 発送	申込日の 翌月初旬	書類審査後、「使用予定者」となったかたに墓所使用 料及び霊園管理料の納入通知書を郵送します。
(3) 墓所使用料・ 霊園管理料の 納付	指定の納付期限	 納入通知書に記載された納付期限までに、<u>お近くの</u>金融機関、市民課、各支所等で納付してください。 ①墓所使用料及び霊園管理料の領収書は、墓所使用許可証の交付の際必要となりますので、大切に保管してください。 ②納付期限までに墓所使用料及び霊園管理料を納付しないときは、使用を辞退したものとして取り扱います(辞退される場合は、所定の辞退届に署名・捺印をしていただきます。)。
◆ (4) 墓所使用許可証 の交付	申込翌月	霊園使用料及び霊園管理料を納付されたかたに「墓所使用許可証」を交付します。 時間:午前9時から午後4時30分まで (休日は交付できません。) 場所:日立市役所環境推進課衛生管理係 ①窓口交付の際、霊園使用料及び霊園管理料の領収書を提示していただきます。 ②(1)の手続きで郵送による交付を希望されているかたには郵送します。
(5) 墓所の使用開始	霊園使用 許可証の 交付日	許可証が交付された日から使用開始となります。 使用開始日前には、墓碑等の設置工事や焼骨の埋蔵はできません。

5 霊園管理料の納入方法について

翌年度からの霊園管理料の納付方法については、下記の二つの方法がありますので、どちらかの方法をお選びください。

(1) 口座振替による納入

「市税等預金口座振替依頼書」に必要事項を記入し、口座を開設している各金融機関に提出してください。 *利用できる金融機関は依頼書をご覧ください。

(2) 納入通知書による現金での納付

市から送付する納入通知書により現金で、金融機関、市役所市民課、各支所で納入します。

6 幕所使用上の注意

- (1)納付された墓所使用料は、原則として返還しません。ただし、許可を受けた使用開始の日から 3年以内に墓所を使用しなくなったときは墓所使用料の半額、3年を超え10年以内に墓所を使 用しなくなったときは4分の1の額を返還します(下記のいずれにも該当する場合に限ります)。
 - (①墓所を現状に回復すること。②墓碑等を設置したことがないこと。③焼骨を埋蔵したことがないこと。)
- (2) 墓所を使用しなくなったときは、未使用月数分の霊園管理料を返還します。
- (3) 墓所には、焼骨以外は埋蔵することはできません。
- (4) 墓所使用権の譲渡、転貸はできません。
- (5) 自由墓所の使用者は、焼骨を埋蔵するまでに、納骨施設を設けていただきます。
- (6) 規格墓所では、初めから設置している囲障(外柵)、地下納骨施設の形状を変更することはできません。
- (7) 墓所に墓碑等を設置する場合は、設備の種類、設置場所、寸法等について制限がありますので、「7 墓碑等の設置基準」を参照してください。
- (8) 墓碑に家名を表示する場合は、原則として墓所の使用許可を受けたかたの姓とします。
- (9) 墓碑等の設置は、使用者の負担で施工してください。なお、石材店の指定はしていません。
- (10) 墓碑等の設置の際は、一時使用の手続きが必要です(工事の期間は1ヶ月以内です)。
- (11) <u>墓所は、使用者の責任において除草清掃して清潔に使用し、他に迷惑を及ぼさないよう</u> にしてください。また、霊園の樹木が枯れてしまうため、除草剤は使用しないでください。

7 墓碑等の設置基準

(1) 自由墓所の設置基準

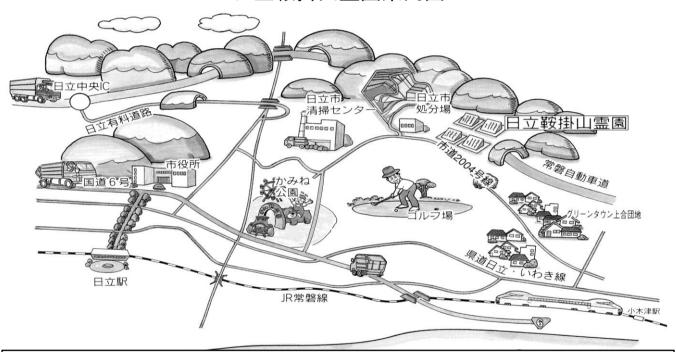
設備の種類	設 置 基 準	設備の種類	設 置 基 準		
墓碑	高さ3m以内とします。	その他の設備	高さ3m以内とします。		
囲障(外柵)	高さ1m以内とします。	樹木の植栽	高さ3m以内とします。		
盛 土 高さ1m以内で、囲障の高さ		を超えないもの	とします。		

- 備考 ① 高さの基準面は、前通路面とします。
 - ② 納骨施設及び囲障は、焼骨を埋蔵するまでに設置します。
 - ③ 樹木の種類は、管理の容易なものとしてください。

(2) 規格墓所の設置基準

設備の種類	設 置 基 準				
	① 設置場所は、地下納骨施設の上部とします。 ② 墓碑は、墓前通路側を正面として設置します。 ③ 墓碑、香炉、花立は、最上部の高さ80cm以内、幅80cm以内、奥行 110cm以内とします。 ④ 墓碑及び香炉の基数は1基、花立は一対とします。				
塔婆立	① 設置場所は、墓碑の背面とし、背割境界から45cm(背割植栽のない墓所については20cm)以上離して設置します。 ② 高さ80cm以内、幅80cm以内、厚さ15cm以内とします。 ③ 基数は、1基とします。				
墓誌	① 高さ60cm以内、幅60cm以内、厚さ10cm以内とします。② 基数は、1基とします。				
② 基	高さの基準面は墓前通路面とします(納骨施設天端は通路面より5cm高い)。 喜所に附属する囲障、地下納骨施設の形状を変更することはできません。 喜碑、香炉、花立、塔婆立、墓誌以外の設備は、設けることができません。				

日立鞍掛山霊園案内図



霊園へのアクセス

- *バスをご利用の場合は、JR日立駅中央口から約25分です。(「鞍掛山」行に乗車してください。) *タクシーをご利用の場合は、JR日立駅中央口から約15分、JR小木津駅西口から約5分です。
- *マイカーをご利用の場合は、国道6号宮田町付近の「かみね公園裏交差点」から清掃センター 方面(西方面)へ進んでください。
- *高速道路をご利用の場合は、常磐自動車道日立中央ICから約8分です。「国道6号・日立市 街方面」へ出て、「桐木田交差点」から高萩方面へ進んでください。

お問い合わせ先日立市環境推進課衛生管理係

〒317-8601 日立市助川町1丁目1番1号 電話 0294-22-3111 内線543・542 E-mail kankyo@city.hitachi.lg.jp

当月1日現在の墓所の空き状況はこちらから→

IP電話 050-5528-5067

